

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年10月5日 政策調整会議	
開 催 日 時	平成27年10月5日（月） 午前9時13分～午前9時55分	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、蕨塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中出納室長（田中会計管理者代理）、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、太田選挙管理委員会事務局参事（内田監査委員事務局長代理） （担当課1）</p> <p>濱財政課長、渋谷同課課長補佐 （担当課2）</p> <p>須田人権庶務課長、奥田同課文書法規係長、同課文書法規係宮前主査 （事務局）</p> <p>佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係臼倉主任</p>	
会 議 内 容	<p>1 平成28年度当初予算編成方針</p> <p>2 改正行政不服審査法について</p>	
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度当初予算編成方針</li> <li>・改正行政不服審査法について</li> </ul>	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事ページ	
----------------	--

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 平成28年度当初予算編成方針

【説明】

（担当課1：濱財政課長）

平成28年度当初予算編成方針のポイントについて説明する。

1 ページ、これまで、事務事業の見直しや、証明書手数料の改定など自主財源確保などの取り組みを行ってきたことを述べている。また、平成26年度の決算において、市税が増加した一方、扶助費などの増加により依然財政状況が厳しいことや、平成28年度においても、社会保障関係経費の増加が見込まれることを考慮すると、平成27年度以上に厳しいものと考えられることを述べている。

平成28年度は、第5次総合計画の初年度であり、市制施行50周年の年であることから、今まで以上に創意と工夫を重ねて効率的、効果的な施策展開を行うため、職員一人ひとりがコスト意識を持って、最少の経費で最大の成果の実現を目指すべきことを書き記している。

2 ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっている。

なお、この予算編成方針については、ご承認いただいた後、10月19日月曜日に通知し、11月13日金曜日(正午)を予算要求締切日としたいと考えている。

続いて、7 ページ以降、枠配分予算については、平成28年度についても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したい。

【意見等】

（神田市長公室長）

予算編成方針の説明であったが、実施計画の今後の流れについて、担当課より説明してほしい。

（担当課：佐藤政策企画課長）

先週、各課のヒアリングが終了した。実施計画を9月中旬に締め切った時点の収支ギャップは35億円であった。収支ギャップを解消するべくヒアリングを行い、現在の集計作業途中である。実施計画の採択は今後進めていく。10月19日の庁議での予算編成方針の審議のあと、早い時期に実施計画の採択について通知したいと考えている。

（島村生涯学習部長）

部内で50周年記念事業を検討しているが、平成28年度事業で計上すべきなのか、平成29年度事業で計上すべきなのか、その方針は決まっているか。

（担当課：佐藤政策企画課長）

50周年記念事業については政策企画課で検討している。現在、関係する主な課を集めて話をしており、まとめているところである。市制施行50周年は平成29年3月25日にあ

たりるので、その日を起点として平成29年度行事として考えている。ただし、市長、副市長にまだ確認をとっておらず、政策企画課の案である。

(重岡危機管理監)

財政状況が厳しい中での予算編成方針について、これまでと比べ、何か留意点はあるか。

(担当課：濱財政課長)

例年に比べて特段、変更点はない。財政状況がより厳しくなることが予想される中で、国や県の補助制度の活用を引き続き研究いただきたい。また、特別会計について、一般会計と同様に、事業の精査を行った予算要求をお願いしたい。

(澤田都市建設部長)

新規事業の先送りは今後も続くのか。

(担当課：濱財政課長)

現状、基本的な考え方として新規事業の先送りは今後も続くものと考えている。

(澤田都市建設部長)

枠配分の対前年度の率が各課で異なっている理由は何か。

(担当課：濱財政課長)

平成24年度から平成26年度の過去3か年の決算における執行率及び平成27年度当初予算額を踏まえ決めているため、各課の枠配分の率が異なっている。

#### 【結果】

- ・原案のとおり決定とする。

#### 【議題】

### 2 改正行政不服審査法について

#### 【説明】

(神田市長公室長)

本件は報告事案として扱う。

(担当課2：須田人権庶務課長)

資料1、変更点について大きくは2点ある。まず、不服申立ての制度から「異議申立て」がなくなり、「審査請求」1本となったこと。それから、不服申立てができる期間が、60日以内から3ヶ月以内と延びたことが挙げられる。「異議申立て」が制度としてなくなったことから、処分に不服のある方は、原則的には審査請求を行うこととなる。

資料2、改正後の行政不服審査法においては、審査請求がされたのちの行政内部の制度が大きく変わる。「審査請求人」が「審査庁」に対して審査請求を行うと、「審査庁」は「審理員」という新たに設置される審理手続きを行う者を指名する。「審理員」については、「審査請求人」と「処分庁」の双方の主張を聞き、証拠等の提出をさせるなどの権限を持ち、審理

手続きを行った後「審理員意見書」を作成し、「審査庁」に提出する。この「審理員」を不服申立ての制度におくことが、改正の大きなポイントとなっている。「審理員意見書」の提出を受けた「審査庁は」さらにその「審理員意見書」を第三者機関に諮問し、答申を受ける。これが改正後の制度の大きなポイントの2点目。資料2では、(仮称)朝霞市行政不服審査会と表記している。法律で必置の機関であり、法律の施行に合わせて設置することが必要であるため、平成28年3月議会に附属機関として設置する条例を提出する準備を進めている。この第三者機関からの答申を受けた「審査庁」は最終的に裁決を行い、一連の手続きが終了することになる。

資料3、法改正によって、今後必要とされる庁内体制について、現状で所管が考えている案を説明する。

Aの審査庁の役割を担う部署については、原処分課及び人権庶務課職員によるプロジェクトチームを検討している。

Bの審理員について次長級職員としている。これは、改正法に、審理員の名簿を作成し、案件ごとに審査庁が指名するとの規定があり、業務や法律に関する専門的知識をはじめ、豊富な行政経験や高度の判断が必要とされることから、当初部長級の方に就任いただくことも担当としては検討したが、やはり部長級の方に個別の案件で、しかも原処分にかかわっていない方に長期間審理員として就任いただくことは困難だと考え、次長級の方をお願いしたいということで、先般市長の決裁をいただいた。

Cの行政不服審査会事務局については、案件ごとということもできないこと、全庁的に不服申立てに携わっていかなくてはならない立場として人権庶務課を考えている。現在準備中であり、委員としては3名、法律の専門家や行政経験が豊富な方をお願いすることが適当であると考えている。

#### 【意見等】

(佐藤水道部長)

審理員は次長級が担うとのことであるが、自分の所管する部署の事案を持つことは可能なのか。

(担当課：須田人権庶務課長)

原処分に関わった方は関与できない制度になっている。

(佐藤水道部長)

審理員は複数人になるということか。

(担当課：須田人権庶務課長)

次長級の全ての職員が審理員候補者になっていただく。

(三田福祉部長)

審理員の持ち時間はどのくらいを想定しているのか。

(担当課：須田人権庶務課長)

標準処理期間を設定することになっており、概ね6ヶ月程度を考えている。

(三田福祉部長)

審理員のマニュアルはあるのか。

(担当課：奥田人権庶務課文書法規係長)

総務省作成の詳細なマニュアルがある。一通りの流れはそのマニュアルを参考にすれば分かると思う。

(澤田都市建設部長)

審理員は、担当する事案についての専門的知識と、法律解釈の能力が必要である。運用を工夫して負担が大きくなり過ぎないようにしたほうが良い。

(担当課：須田人権庶務課長)

ご意見ありがたくいただきたい。今回の改正では外部に委託できない制度となっている。知識を持った専門職員の採用も考えられるが、本市の状況では件数が少ないので、現時点では、次長級の職員が審理員になることとした。

(島村生涯学習部長)

処分庁と審査庁の違いについて説明いただきたい。

(担当課：須田人権庶務課長)

案としては、処分庁だけが審査庁になるのは法の趣旨から難しい。制度設計が難しいと感じている。処分庁だけが担当するのであれば、法の改正の趣旨から遠くなってしまいが、人権庶務課があまりに入ってしまうと、第三者機関の事務局を人権庶務課が務める観点からは望ましくない。以上から、現在、プロジェクトチームの設置も検討しているが、他市の状況も研究したい。

(澤田都市建設部長)

今後のスケジュールを説明いただきたい。

(担当課：須田人権庶務課長)

第三者機関が附属機関なので3月議会に新規条例を提案させていただくことを検討。また、審査庁の仕組みが確定した時点でもう一度説明をさせていただく。

(神田市長公室長)

本件は報告事案として扱った。情報共有がなされた。

**【閉会】**